

議案第 21 号

甲府市地域包括支援センター運営協議会条例制定について
甲府市地域包括支援センター運営協議会条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市地域包括支援センター運営協議会条例 (設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営を確保するため、甲府市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に係る次に掲げる事項の承認に関すること。
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止
 - ウ センターの業務を委託する法人の選定及び変更
 - エ センターの業務を委託された法人による介護予防・日常生活支援総合事業及び予防給付に係る事業の実施
 - オ センターが第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
 - カ その他運営協議会がセンターの中立性及び公正性を確保する観点から必要であると判断した事項
- (2) センターの行う業務に係る方針に関すること。
- (3) センターの運営に係る評価に関すること。

- (4) センターの職員の確保に関する事。
 - (5) 地域包括支援体制に係る次に掲げる事項に関する事。
 - ア 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築
 - イ 地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発
 - ウ その他地域包括支援体制に関し、運営協議会が必要と判断した事項
- (組織)

第3条 運営協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、医療関係団体、介護事業者、本市が行う介護保険の被保険者、権利擁護等の相談を担う関係団体等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に従前の甲府市地域包括支援センター運営協議会の委員に委嘱されている者は、施行日に第3条第2項の規定により甲府市地域包括支援センター運営協議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中20の7の項の次に次の1項を加える。

20の8	甲府市地域包括支援センター 運営協議会	会長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円

提案理由

甲府市地域包括支援センター運営協議会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。